

占用の申請について

(令和8年4月1日現在)

1 各種申請

(1) 道路占用許可申請

市道に埋設、ボーリング等の試掘、上空占用、仮設足場等

(2) 道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請（以下承認工事）

側溝の入替、布設、補強、路肩保護工事、歩道上の乗入口設置、歩車道ブロックの撤去工事、排水管接続等

※ 但し鉄板の永久乗入は不可

(3) 法定外公共物使用許可申請

水路上の通路橋設置、認定外道路の占用、掘削等

※ 但し鉄板の永久乗入は不可

※ どの申請も2部提出 様式はコピー可

※ 許可、承認がされるまでの期間は概ね2週間以内（問題がない場合）

2 添付書類

(1) 位置図

(2) 公図の写（税務課及び法務局）

(3) 平面図（排水管接続は、配管図）

(4) 構造図（最終枘から側溝（水路）までの断面図）

ア 二次製品で施工する場合は、カタログ等寸法が分かるもの

イ 通路橋については、耐荷重を図面に記載

ウ 舗装復旧をする場合は、復旧図

エ 排水管は、材質及び管径を記載

(5) 写真（工事箇所）※2方向以上からの写真

(6) その他の市長が指定する書類

ア 排水経過報告書

(ア) 調整区域内および市が指定する水路、区域へ排水管接続する場合

(イ) 申請地の自治会長等と協議をし、排水経過報告書を記載する

(ウ) 自治会長等へ説明を行う際は、事前に市で調整を行うため、排水先及び開発計画概要が分かるものを提出すること

イ 理由書及び配置計画図並びに車両軌跡図

裏面あり

- (ア) 水路の通路橋の幅は、1宅地4mまでとするが、それ以上の幅の橋をかけたい場合
- (イ) 承認工事で歩車境ブロックを切下げる等により、歩道から乗入をする場合
図面には、開口部寸法も記載し、また乗入位置の変更の場合は、既設の乗入部分と比較できるようにし、乗入口付近の既設の植樹帯及び植樹柵並びに
- (ウ) 高木の位置が分かるようにすること
その他必要な場合

3 その他手続き（必要があれば申請すること）

- (1) 道路使用許可申請書（西枇杷島警察署）
- (2) 農地転用等各種手続き（北名古屋市 商工農政課）